



奈良県議会議員 清水 勉 議会報告

平成29年春号

<平成29年度所属委員会等>
建設委員会委員／観光振興対策特別委員会委員／監査委員

平成29年3月 県議会代表質問



文部科学省における天下り違反事例から、奈良県職員の退職管理を更に透明性のある制度改正とすべきではないでしょうか？

**1問目、退職者の再就職について（天下りについて）
(知事)**

平成20年度末退職者からの退職管理の資料を確認すると、昨年度末までの8年間で1,282人が退職、その内、公表対象となる管理職以上は延べ747人。

再就職手段のうち「あっせん」が158人（約35%）で最も多い。地方自治法改正に伴って、昨年4月から「職員の退職管理に関する条例」「職員の退職管理に関する規則」が施行され、再就職者は、離職後2年間、再就職先の名称、業務内容、地位等の事項について任命権者に届け出ることとされており、届け出義務違反者には10万円以下の過料を科すことができることとなった。

先進的な自治体では、職員の再就職について、透明性をより高めるために、再就職・あっせんに一定の規制や手続きを条例で定めている例があり、大阪では、大阪府が出資する団体や法人の出資比率が全体の25%以上の団体等には原則として再就職を認めない仕組みである。

皆様のご意見・ご感想・ご要望をお聞かせください！ <http://www.t-shimizu.jp/mail/mail.html>

皆様のご意見・ご感想・ご要望をお聞かせください！ <http://www.t-shimizu.jp/mail/mail.html>

本県職員の退職者の再就職においても、大阪府と同様の仕組みづくりを行うべきと考える。

また、特別職の再就職について、地方公務員法の規

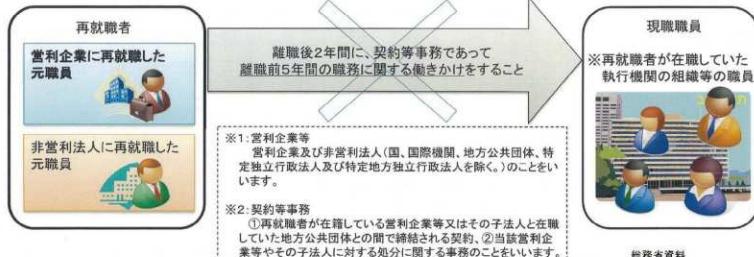
定は適用されないが、率先して身を正すべきであり、一般職以上に退職管理について律するべきと考える。

併せて、「あっせん」はないか？

※地方公務員法改正内容の一部

元職員による働きかけの規制（第38条の2関係）

- 1 離職後に営利企業等※1に再就職した元職員（=再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務※2について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（=働きかけ）が禁止されます。
- 2 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。
- 3 規制に違反した元職員には過料又は罰金が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会（公平委員会）にその旨を届け出る義務があります。



者数は26,363人と報告。

2月1日の定例記者会見において、カウントの仕方が違うから一概に比較できないと知事は述べられたが、公式に発表された数字としては、ほぼ半減しているということである。

本年6月を目途に効果検証を実施することだが、検証の結果、観光振興や奈良県経済に対してさほど効果が得られないということになれば、どの時点で内容の見直しを判断されるのか？

※わたしは、平城宮跡は広大であり天候にも大きく左右されるため、奈良県が殆どの費用を負担して実施すべきイベントでは無いと考えています。



平成28年実施概要		平成29年実施概要		
開催日	奈良県発表	維新調査結果	開催日	奈良県発表
H28.1.29(金)	1,500	892	H29.1.25(水)	1,059
H28.1.30(土)	17,000	8,754	H29.1.26(木)	1,506
H28.1.31(日)	19,500	10,193	H29.1.27(金)	3,324
H28.2.1(月)	6,000	2,963	H29.1.28(土)	15,450
H28.2.2(火)	7,000	3,428	H29.1.29(日)	5,024
合計	51,000	26,230	合計	26,363

※実施時期と気象条件の差はあるが、数字は正直だと思います。

ブログも随時配信中：<http://www.t-shimizu.jp/blog/>